第二十四条　法別表四十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

［削る］

第三十条の三　法別表五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十六　略］

［削る］

第四十六条　法別表八十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

［削る］

［削る］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和七年十二月二日から施行する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令の一部改正）

2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（令和七年デジタル庁・総務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第二十条の二及び第三十条の三の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
第二十条の二　法別表三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　略］ 四　私立学校教職員共済法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ［五～九　略］	**第二十条の二**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　私立学校教職員共済法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十四号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ［五～九　同上］
第二十四条　法別表四十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～八　略］ 九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第十六条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十条の規定による改正前の国民健康保険法による被保険者証又は被保険者資格証明書に関する事務	**第二十四条**　［同上］ ［一～八　同上］ 九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第十六条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十条の規定による改正前の国民健康保険法による被保険者証又は被保険者資格証明書に関する事務
第三十条の三　法別表五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十六　略］ 十七　地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和六年内閣府・総務省・文部科学省令第五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の地方公務員等共済組合法施行規程による組合員証、組合員被扶養者証、船員組合員証又は船員組合員被扶養者証に関する事務	**第三十条の三**　［同上］ ［一～十六　同上］ 十七　地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和六年内閣府・総務省・文部科学省令第五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の地方公務員等共済組合法施行規程による組合員証、組合員被扶養者証、船員組合員証又は船員組合員被扶養者証に関する事務
第四十六条　法別表八十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～八　略］ 九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証又は被保険者資格証明書に関する事務 十　令和六年厚生労働省令第百十九号附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）による限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務	**第四十六条**　［同上］ ［一～八　同上］ 九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証又は被保険者資格証明書に関する事務 十　令和六年厚生労働省令第百十九号附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）による限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務